

2022年10月31日

独占禁止法遵守宣言書

一般社団法人 エッジプラットフォームコンソーシアム

平成18年1月4日「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成7年10月30日付公表、平成付改訂、公正取引委員会通達)に基づき、独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第8条第1項の、事業者団体の禁止事項に抵触しないよう、当コンソーシアム活動を行っていくことを宣言する。

[独占禁止法上の禁止事項]

1. 一定の取引分野(市場)における競争を実質的に制限すること(価格の決定・維持・引き上げ又は数量の制限、顧客・販路、設備等の制限、新規事業者の参入制限等)
2. 不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をすること(国際的な価格決定協定や市場分割協定等の締結)
3. 一定の事業分野における現在又は将来の企業数を制限すること(新たな事業者の参入阻止又は既存事業者の排除)
4. 会員企業の機能又は活動を不当に制限すること(会員企業の事業活動の制限)
5. 企業に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること(取引拒絶、差別取扱い、排他条件付取引、拘束条件付取引、競争者に対する取引妨害等を行うよう強制又は働きかけること)

以上